

令和7年度第5回甲賀市下水道審議会 次 第

日 時：令和7年10月23日（木）

午後2時00分から

場 所：甲賀市役所 会議室301

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 審議事項

下水道使用料の改定について

5. その他

6. 閉 会

令和7年度 第5回

甲賀市下水道審議会

開 会

市民憲章唱和

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える爱心
うみだす活力	受けついで伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

▶ 3

会長あいさつ

部長あいさつ

▶ 4

審議

下水道使用料の改定について

▶ 5

下水道審議会の協議概要

前回審議会のテーマ：収支計画の決定、原価計算の検討

収支計画の決定

使用料改定率：30%、基準外繰入金
30%削減達成(R16年度)で決定

原価計算の検討

総括原価の算定と分解・配賦した金額
の提示

第4回審議会での主なご意見

- ・1段階目の上げ幅15%は、市民感覚としてどうか
- ・受益者負担の原則に基づき、将来の安全性を確保するため、提案の30%よりも少し上乗せするべき
- ・値上げによって滞納者が増える懸念がある
- ・2段階目の値上げ時期は状況を注視すべき
- ・人件費削減など、コスト削減の具体的な取り組みはあるか
- ・市民に受け入れてもらうため、安全確保への取り組みを分かりやすい言葉で伝える工夫が必要ではないか

▶ 6

今回のテーマ：原価計算の決定、料金体系の検討

原価計算の決定

第4回審議会で提示した総括原価の算定と分解・配賦について

使用料体系の検討

素案をもとに改定案のパターンを検討(検討案の聞き取り)

広報案の検討

広報こうか12月号の掲載予定原稿について

▶ 7

使用水量等の見込み (令和7年3月改定の経営戦略から)

有収水量の予測

単位：千m³

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
公共	8,708	8,560	8,492	8,424	8,357	8,290	8,223	8,149	8,076	8,003	7,931
農集	650	639	634	629	624	619	614	608	603	597	592
合計	9,358	9,199	9,125	9,052	8,980	8,908	8,837	8,757	8,679	8,600	8,523
累計増減		-159	-233	-306	-378	-450	-521	-601	-680	-758	-835
											91.08%

処理区域内人口の予測

単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
公共	71,713	71,044	71,851	72,037	72,220	72,382	72,555	72,681	72,689	72,804	72,912
農集	6,471	6,300	5,357	5,046	4,752	4,489	4,225	3,972	3,844	3,616	3,401
合計	78,184	77,344	77,208	77,084	76,972	76,871	76,780	76,652	76,533	76,420	76,313
累計増減		-840	-977	-1,100	-1,212	-1,313	-1,404	-1,532	-1,651	-1,764	-1,871

・国立社会保障・人口問題研究所による甲賀市の推計人口に普及率の予測を乗じて算出しています。

97.61%

・普及率 公共：(R5) 81.5% ⇒ (R16) 91.9% 農業：(R5) 8.1% ⇒ (R16) 4.9%

使用料収入の予測

単位：千円（税抜）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
公共	1,401,422	1,366,823	1,324,026	1,405,375	1,394,132	1,382,979	1,481,668	1,468,333	1,455,118	1,442,022	1,429,044
農集	86,700	87,237	90,850	96,432	95,661	94,895	101,667	100,752	99,845	98,947	98,056
合計	1,488,122	1,454,060	1,414,876	1,501,807	1,489,793	1,477,874	1,583,335	1,569,085	1,554,963	1,540,969	1,527,100
累計増減		-34,062	-73,246	13,685	1,671	-10,248	95,213	80,963	66,841	52,847	38,978

・令和9年度に7%、令和12年度に8%の改定見込み分を含んでいます。

102.62%

▶ 8

総括原価の内訳について

総括原価の内訳

(単位: 千円)

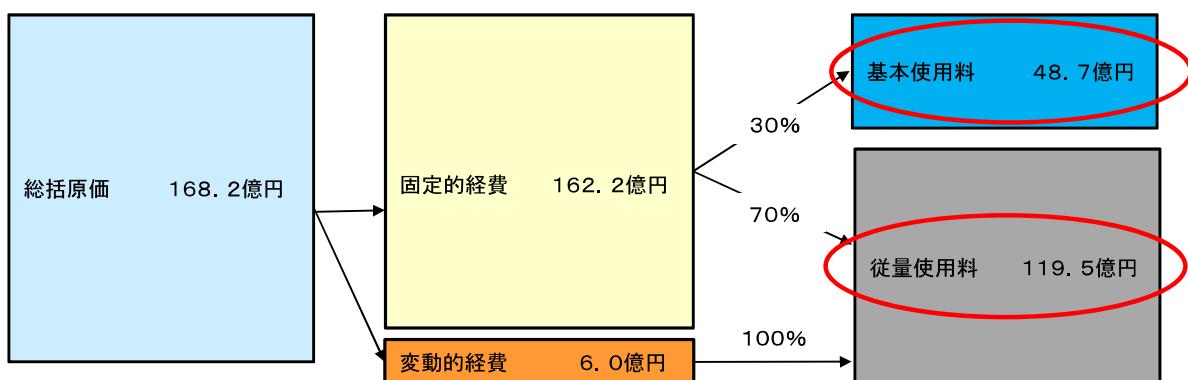
	項目	金額(投資・財政計画・R7~R16)		
		合計	固定的経費	変動的経費
費用	職員給与費	1,203,039	1,203,039	0
	基本給	517,395	517,395	0
	その他(※1)	685,644	685,644	0
	経費	10,463,428	9,189,016	1,274,412
	動力費	797,379	239,214	558,165
	修繕費	618,186	309,093	309,093
	材料費	0	0	0
	その他(※2)	9,047,863	8,640,709	407,154
	営業外費用・その他(※3)	296,018	296,018	0
	減価償却費	21,242,623	21,242,623	0
資本費	営業外費用・支払利息	2,648,588	2,648,588	0
	資産維持費	0	0	0
	小計(A)	35,853,696	34,579,284	1,274,412
控除	長期前受金戻入	9,770,204		
	雨水負担金	742,173		
	他会計補助金	8,525,050		
	小計(B)	19,037,427		
	総括原価	16,816,269	16,218,644	597,625

・事務局案の収支計画を基に算定した総括原価に係る経費回収率は、第1段階の改定で97.81%、第2段階で106.51%、計画最終年度の令和16年度では100.36%の予測となります。

▶ 9

総括原価の配賦について

総括原価配分表(令和7年度～令和16年度の10年間の額)



▶ 10

使用料体系の検討について

資料 1

区別 下水道使用料 体系表

現行	
汚水量区分	区別単価 (税抜)
全体	
0~20m ³ (基本料金)	2,476
21~40m ³	133
41~60m ³	143
61~100m ³	152
101~200m ³	162
201~1000m ³	
1001~1500m ³	171
1501m ³ 以上	200

案 (R 3 の答申体系を踏襲)

案一 1段階目	
区別単価 (税抜)	R6比増減率
	115.65%
2,800	115.75%
	112.94%
150	111.32%
180	111.80%
190	114.33%
200	119.60%
210	119.68%
240	120.37%

案二 2段階目	
区別単価 (税抜)	R6比増減率
	129.22%
3,200	132.28%
	128.68%
170	126.57%
200	126.41%
210	128.06%
220	132.38%
230	131.76%
260	130.78%

参考 (現行を一律)

参考一 1段階目	
区別単価 (税抜)	R6比増減率
	113.68%
2,800	115.75%
150	112.94%
160	112.72%
170	112.37%
180	111.76%
190	114.52%
220	112.82%
230	114.85%

参考二 2段階目	
区別単価 (税抜)	R6比増減率
	129.34%
3,200	132.28%
170	128.68%
180	127.98%
190	126.99%
210	126.99%
220	132.05%
230	130.47%
260	130.39%

実需定見込額 (円)

1,680,846,716 115.65%

改定前後の差額 (円)

220,117,015 418,360,855

全体m³単価 (円)

178.5 199.6

基本使用料金での固定費の割合

29.8% 34.1%

公衆浴場
0~600m ³
600m ³ ~

※激変緩和のため2段階に分けて段階的に改定。1段階目は令和9年、2段階目は令和12年賦課を想定

※1段階目は約2億円、2段階目は約4億円増

※公衆浴場は現行のまま据え置きとする

※単価については現行10円単位になるよう調整している

※比較増減率は、改定案の単価に令和6年度の実績件数をかけた想定額と、令和6年度の収入額を比較した値となる

資料 2

県内各市町下水道使用料比較 (2ヶ月あたり・消費税10%含む)

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量	14m ³	奄王町	3,960	0	3,960	100.00%
	1	甲賀市(案一2)	3,520	0	3,520	100.00%
	2	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	3	甲賀市(案一1)	3,080	0	3,080	100.00%
	4	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	5	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	6	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	7	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	8	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	9	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	11	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	12	守山市	2,640	0	2,640	100.00%
	13	栗東市	891	1,540	2,431	36.65%
	14	守山市	2,270	150	2,420	93.80%
	15	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	湖南市	1,018	1,355	2,373	42.90%
	18	愛荘町	1,320	924	2,244	58.82%
	19	大津市	1,982	0	1,982	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量	20m ³	奄王町(案一2)	3,520	0	3,520	100.00%
	1	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	2	野洲市	3,080	0	3,080	100.00%
	3	湖南市	3,080	0	3,080	100.00%
	4	甲賀市(案一1)	3,080	0	3,080	100.00%
	5	近江八幡市	2,960	0	2,960	100.00%
	6	守山市	2,960	0	2,960	100.00%
	7	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	8	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	9	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	10	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	11	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	13	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	14	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	15	守山市	2,702	0	2,702	100.00%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	湖南市	1,018	1,355	2,373	42.90%
	18	愛荘町	1,320	924	2,244	58.82%
	19	大津市	1,982	0	1,982	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量	56m ³	甲賀市(案一2)	3,520	0	3,520	100.00%
	1	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	2	大津市	1,982	0	1,982	100.00%
	3	湖南市	1,018	0	1,018	100.00%
	4	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	5	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	6	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	7	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	8	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	9	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	10	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	11	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	12	野洲市	2,390	0	2,390	100.00%
	13	湖南市	1,018	1,355	2,373	42.90%
	14	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	15	守山市	2,702	0	2,702	100.00%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	18	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	19	守山市	2,702	0	2,702	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量	120m ³	大津市	1,982	22,712	24,694	8.03%
	1	甲賀市(案一2)	3,520	20,900	24,420	14.41%
	2	高島市	3,080	18,480	21,780	14.14%
	3	東近江市	2,640	17,260	19,900	13.27%
	4	湖南市	1,018	18,623	19,641	5.18%
	5	米原市	2,816	16,522	19,338	14.56%
	6	彦根市	2,816	16,280	19,096	14.75%
	7	甲賀市	2,723	16,324	19,047	14.30%
	8	野洲市	891	18,150	19,041	4.68%
	9	近江八幡市	2,829	15,895	18,724	15.11%
	10	日野町	2,970	15,730	18,700	15.88%
	11	長浜市	2,702	15,774	18,476	14.62%
	12	多賀町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	13	甲良町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	14	豊郷町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	15	草津市	2,420	14,960	17,380	13.92%
	16	守山市	2,270	15,030	17,300	13.12%
	17	愛荘町	1,320	15,400	16,720	7.89%
	18	奄王町	3,960	12,485	16,445	24.08%
	19	栗東市	2,390	13,992	16,382	14.59%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量	2,000m ³	甲賀市(案一2)	3,520	502,480	506,000	0.70%
	1	甲賀市(案一1)	3,080	458,920	462,000	0.67%
	2	湖南市	1,018	442,475	443,493	0.23%
	3	高島市	3,080	438,020	441,100	0.70%
	4	野洲市	891	436,370	437,261	0.20%
	5	守山市	2,270	418,850	421,120	0.54%
	6	米原市	2,816	401,236	404,052	0.7

広報について

◎広報こうか12月1日号へ掲載予定

タイトル

下水道使用料の改定について検討しています

下水道事業は、市民生活に必要不可欠なライフライン事業です。

使用料収入によって経営を行う独立採算制を基本としながら、公衆衛生の向上などに取り組むことが求められています。

将来にわたって安定的かつ持続可能な下水道事業の運営のため、下水道使用料のあり方(見直し)について、令和7年8月に甲賀市下水道審議会に諮問を行いました。

審議会では、下水道事業の現状について説明を行い、理解を深めていただきながら、改定時期や改定幅について審議をいただいている。

◎さらに詳しいお知らせは審議会答申前後に予定しています。

その他

閉 会

▶ 15

ありがとうございました。

お気をつけて
おかえりください。

▶ 16

資料 1

区別下水道使用料 体系表

案 (R 3 の答申体系を踏襲)

参考 (現行を一律)

汚水量区分	区別単価 (税抜)
全体	
0~20m ³ (基本料金)	2,476
21~40m ³	133
41~60m ³	143
61~100m ³	152
101~200m ³	162
201~1000m ³	171
1001~1500m ³	
1501m ³ 以上	200

案-1 1段階目		案-2 2段階目	
区別単価 (税抜)	R6比増減率	区別単価 (税抜)	R6比増減率
	115.65%		129.22%
2,800	115.75%	3,200	132.28%
150	112.94%	170	128.68%
	111.32%		126.57%
180	111.80%	200	126.41%
190	114.33%	210	128.06%
200	119.60%	220	132.38%
210	119.68%	230	131.76%
240	120.37%	260	130.78%

参考-1 1段階目		参考-2 2段階目	
区別単価 (税抜)	R6比増減率	区別単価 (税抜)	R6比増減率
	113.68%		129.34%
2,800	115.75%	3,200	132.28%
150	112.94%	170	128.68%
160	112.72%	180	127.98%
170	112.37%	190	126.99%
180	111.76%	210	126.99%
190	114.52%	220	132.05%
	112.82%		130.47%
230	114.85%	260	130.39%

実調定見込額 (円)	1,680,846,715	115.65%
改定前後の差額 (円)	220,117,015	
全体m ³ 単価 (円)	178.5	
基本使用料料金での固定費の割合	29.8%	

公衆浴場	
0~600m ³	19,048
600m ³ ~	71

※激変緩和のため2段階に分けて段階的に改定。1段階目は令和9年、2段階目は令和12年賦課を想定
※1段階目は約2億円、2段階目は約4億円増

※公衆浴場は現行のまま据え置きとする

※単価については10円単位になるよう調整している

※比較増減率は、改定案の単価に令和6年度の実績件数をかけた想定額と、令和6年度の収入額を比較した値となる

資料2

県内各市町下水道使用料比較（2ヶ月あたり・消費税10%含む）

(単位：円)

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 14m ³	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
	2	甲賀市(案－2)	3,520	0	3,520	100.00%
	2	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	3	甲賀市(案－1)	3,080	0	3,080	100.00%
	3	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	4	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	5	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	5	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	7	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	8	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	9	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	13	野洲市	891	1,540	2,431	36.65%
	14	守山市	2,270	150	2,420	93.80%
	14	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	湖南市	1,018	1,355	2,373	42.90%
	18	愛莊町	1,320	924	2,244	58.82%
	19	大津市	1,982	0	1,982	100.00%
使用水量 20m ³	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
	2	野洲市	891	2,200	3,091	28.83%
	3	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	4	甲賀市(案－1)	3,080	0	3,080	100.00%
	4	湖南市	1,018	1,969	2,987	34.08%
	5	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	6	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	7	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	7	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	8	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	9	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	10	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	10	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	守山市	2,270	370	2,640	85.98%
	10	愛莊町	1,320	1,320	2,640	50.00%
	17	大津市	1,982	646	2,628	75.42%
	18	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	19	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
使用水量 56m ³	1	甲賀市(案－2)	3,520	0	10,252	34.33%
	1	高島市	3,080	6,330	9,410	32.73%
	2	甲賀市(案－1)	3,080	5,940	9,020	34.15%
	2	大津市	1,982	6,626	8,608	23.03%
	3	湖南市	1,018	7,570	8,588	11.85%
	4	東近江市	2,640	5,900	8,540	30.91%
	5	米原市	2,816	5,622	8,438	33.37%
	6	彦根市	2,816	5,544	8,360	33.68%
	7	日野町	2,960	5,340	8,300	35.66%
	8	近江八幡市	2,829	5,352	8,181	34.58%
	9	甲賀市	2,723	5,443	8,166	33.35%
	10	長浜市	2,702	5,346	8,048	33.57%
	11	野洲市	891	7,150	8,041	11.08%
	12	多賀町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	12	豊郷町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	14	甲良町	2,640	5,140	7,780	33.93%
	15	竜王町	3,960	3,574	7,534	52.56%
	16	守山市	2,270	5,130	7,400	30.68%
	17	愛莊町	1,320	6,072	7,392	17.86%
	18	草津市	2,420	4,884	7,304	33.13%
	19	栗東市	2,390	4,760	7,150	33.43%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 120m ³	1	大津市	1,982	22,712	24,694	8.03%
	2	甲賀市(案－2)	3,520	20,900	24,420	14.41%
	3	甲賀市(案－1)	3,080	18,700	21,780	14.14%
	2	高島市	3,080	18,480	21,560	14.29%
	3	東近江市	2,640	17,260	19,900	13.27%
	4	湖南市	1,018	18,623	19,641	5.18%
	5	米原市	2,816	16,522	19,338	14.56%
	6	彦根市	2,816	16,280	19,096	14.75%
	7	甲賀市	2,723	16,324	19,047	14.30%
	8	野洲市	891	18,150	19,041	4.68%
	9	近江八幡市	2,829	15,895	18,724	15.11%
	10	日野町	2,970	15,730	18,700	15.88%
	11	長浜市	2,702	15,774	18,476	14.62%
	12	多賀町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	甲良町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	豊郷町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	15	草津市	2,420	14,960	17,380	13.92%
	16	守山市	2,270	15,030	17,300	13.12%
	17	愛莊町	1,320	15,400	16,720	7.89%
	18	竜王町	3,960	12,485	16,445	24.08%
	19	栗東市	2,390	13,992	16,382	14.59%
使用水量 2,000m ³	1	大津市	1,982	816,671	818,653	0.24%
	2	甲賀市(案－2)	3,520	502,480	506,000	0.70%
	3	甲賀市(案－1)	3,080	458,920	462,000	0.67%
	2	湖南市	1,018	442,475	443,493	0.23%
	3	高島市	3,080	438,020	441,100	0.70%
	4	野洲市	891	436,370	437,261	0.20%
	5	守山市	2,270	418,850	421,120	0.54%
	6	米原市	2,816	401,236	404,052	0.70%
	7	近江八幡市	2,829	398,629	401,458	0.70%
	8	彦根市	2,816	398,310	401,126	0.70%
	9	長浜市	2,702	397,738	400,440	0.67%
	10	東近江市	2,640	396,220	398,860	0.66%
	11	甲賀市	2,723	385,110	387,833	0.70%
	12	日野町	2,970	375,320	378,290	0.79%
	13	多賀町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	甲良町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	豊郷町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	16	愛莊町	1,320	357,720	359,040	0.37%
	17	栗東市	2,390	345,928	348,318	0.69%
	18	草津				

水と私たちの暮らしについて考えてみよう! PART 1



私たちの生活に欠かせない「水」について来月号と2回に分けて掲載します。
一人ひとりが「水」の大切さについて考えてみましょう!

甲賀流

上

水道のしくみ

水、限りある資源

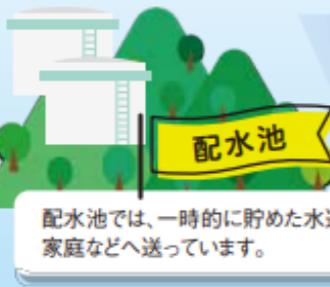
上水道は、安心・安全で良質な水道水を皆さんへお届けしています。

実は私たちの生活で使うことのできる水の量は、地球上に存在する水の約0.01パーセントしかありません。

水は限りのある貴重な資源で、一人ひとりが工夫して、大切に使う必要があるのです。



浄水場では、土砂などの汚れを取り除き、薬品を用いた消毒を行っています。



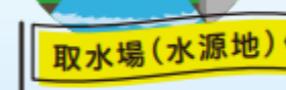
配水池では、一時的に貯めた水道水を各家庭などへ送っています。



甲賀市内の水道管をすべてつなげると、約1,000kmの延長になるんだ!



土山第2水源地



取水場(水源地)では、河川の水や地下水を取り込み、浄水場へ運ぶ役割を担っています。



ダム・川の上流

甲賀市では地形を活かし、より新鮮な水を届けるために、川の上流から水を取り込んでいる地域もあるんだ!



海や琵琶湖の水が、太陽の熱で水蒸気に変わります。上空で冷え固まつた水蒸気は、やがて雲になり、雨や雪となって地上へ降り注ぎます。

下水道を快適に

お使い続けていただくために

トイレではトイレットペーパーを使いましょう。

水に溶けない紙や紙おむつなどを流してしまうと、便器や下水道管が詰まる原因となってしまいます。

台所では流し台にストレーナーをつけましょう。

野菜くず、残飯、茶かす等はつまりの原因になりますのでストレーナー等で取り除いてください。

また食用油は下水道管の中で石けんと化合して固まり流れなくなるので、廃食油として処分をお願いします。

下水道に流してはいけないもの

- ・ガソリンやシンナー
- ・土砂や木片、タバコ、ゴム手袋、布類、ビニールプラスチック類
- ・強酸性、強アルカリ性の薬品や農薬など
- ・多量の熱湯または冷水
- ・犬、猫などの糞尿



地域ごとによる下水処理場の種類

湖南中部浄化センター、土山オーラー・デュ・ブルで処理された水は琵琶湖へ、信楽水再生センターで処理された水は琵琶湖に流れずに海へ流れています。



公共下水道区域

農業集落排水区域

豊かなくらしと下水道

下水道を整備することで、水洗トイレが使えるようになります。川や琵琶湖がきれいになります。下水道はわたしたちの豊かな生活と快適な環境を支える大きな基盤になっているのです。

もし下水道がなければ、家庭や工場から排水される汚れたままの排水が側溝や川に流れ自然環境を壊します。

また悪臭や蚊・ハエなどの発生に悩まされることになります。

コップ1杯(200ml)の牛乳を川へ流すと、魚が住める水にするには、お風呂(300l)11杯分のきれいな水が必要です。

甲賀流

下水道のしくみ

水と私たちの暮らしについて考えてみよう! PART2

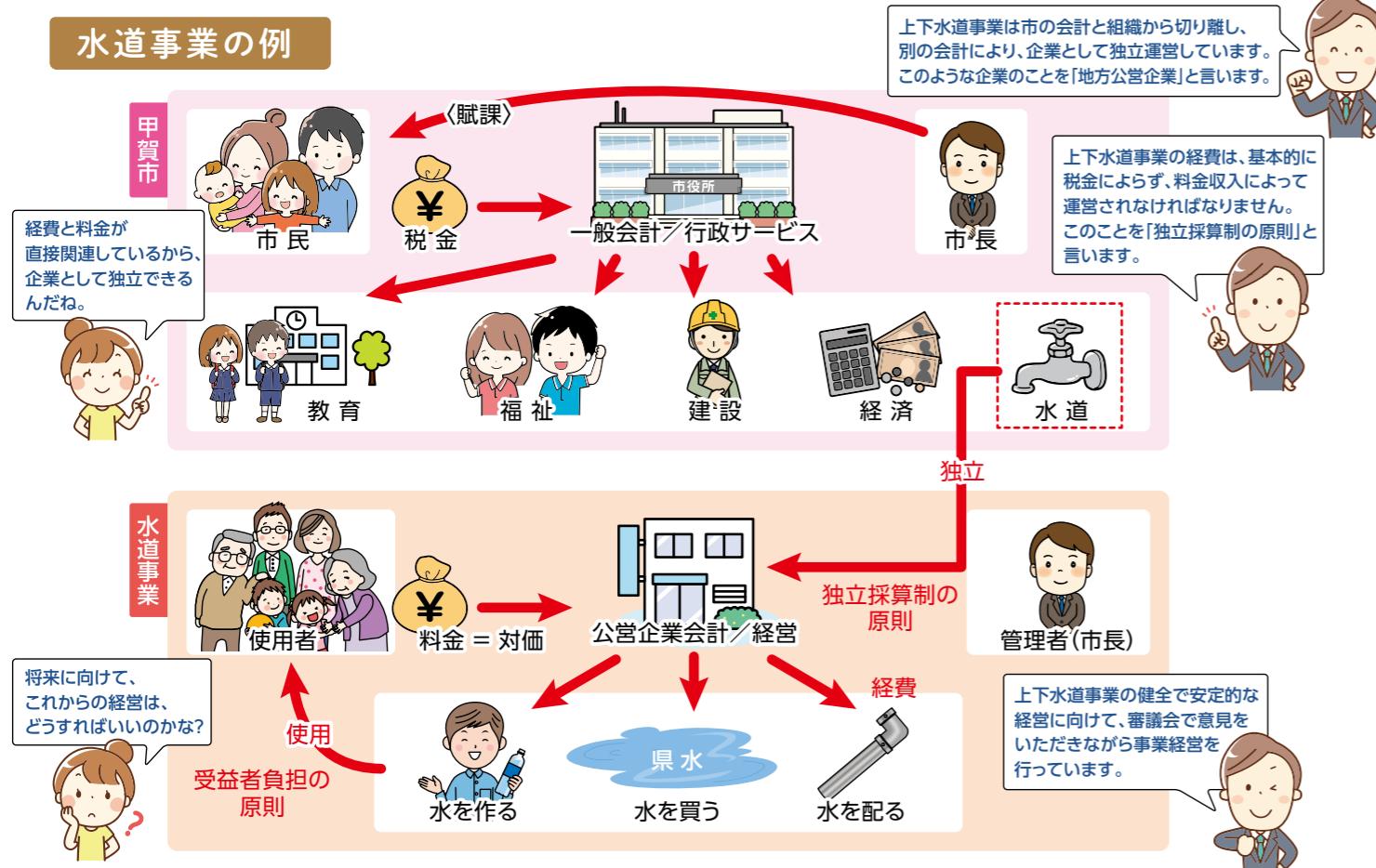
甲賀流 水道・下水道の会計術

問合せ 上下水道総務課

Tel 69-2222 Fax 69-2295

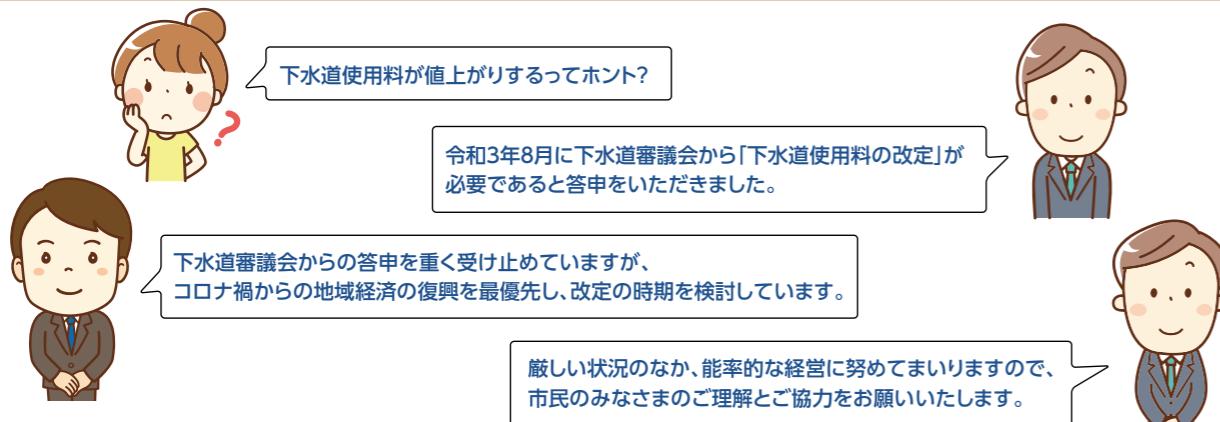
~上下水道事業は企業経営って本当?~

水道事業の例



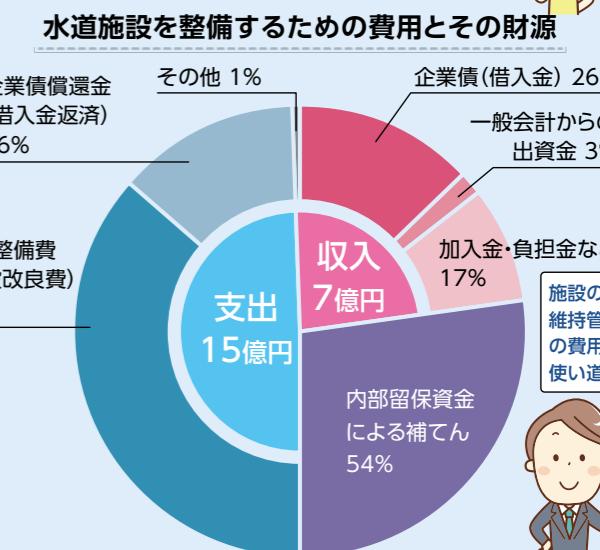
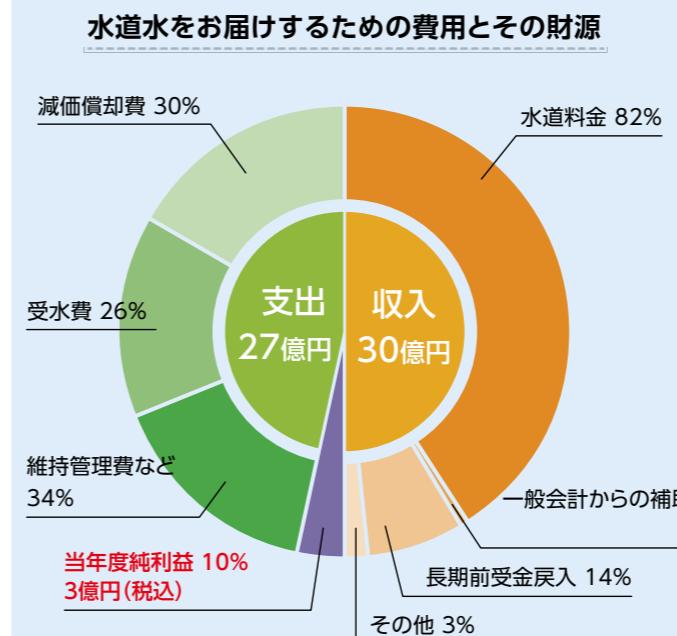
審議会とは…

審議会は、上下水道を利用される市民のみなさまや学識経験を有する方などで構成された諮問機関です。人口や世帯の動向など今後の社会情勢の変化を見込み、健全で安定的な経営を持続していくため、経営に関する重要事項について審議していただいている。※審議内容は、市ホームページで公開しています。



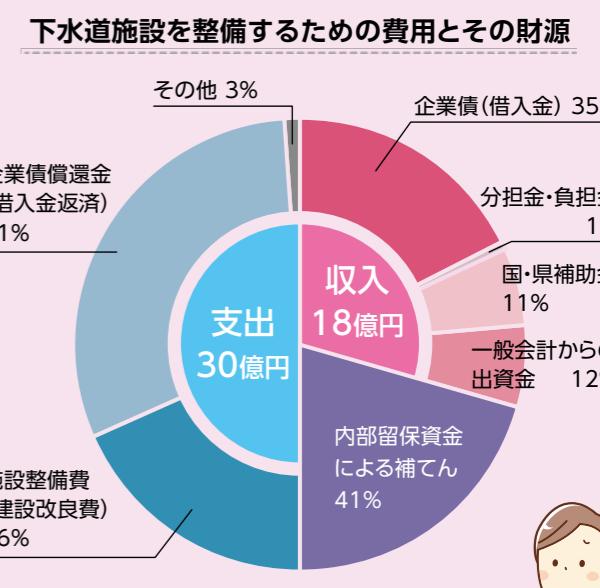
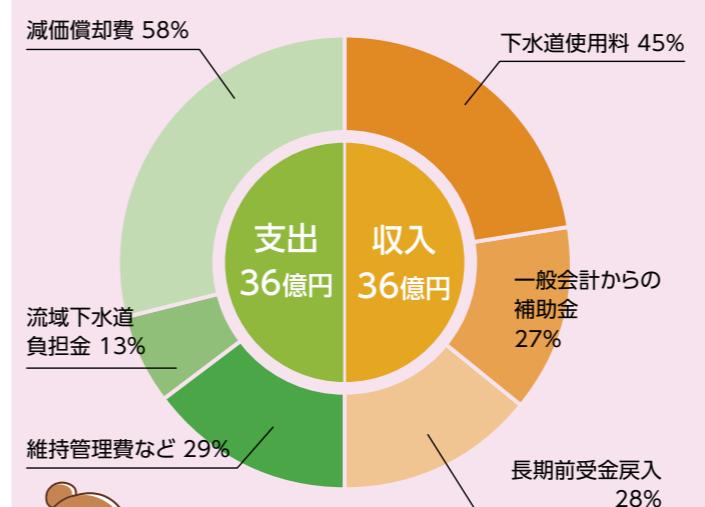
~水道料金・下水道使用料の使い道は?~

水道事業会計



下水道事業会計

下水を処理するための費用とその財源



※グラフ中の割合・金額は簡略化しています。